

市民憲章推進者区長表彰

14人、1団体に授与

3月3日に、市民憲章推進者区長表彰式が行われました。市民憲章は、市民の守るべき規範として、昭和31(1956)年に、市民の皆さんの参加のもとに制定されました。市では、毎年定める推進テーマと実践目標に沿って、いろいろな活動を通して、市民憲章を率先して実践された皆さんを表彰しています。今回、区長表彰を受けられた皆さんを紹介しつづけます。

〈順不同・敬称略〉

- 鳴瀧 久子(格致)
- 柴山 徳次郎(成徳)
- 辻 誠一(開智)
- 能勢 友晴(醒泉)
- 小川 賢治(有隣)
- 太田 義一(植柳)
- 北村 榮明(稚松)
- 鈴木 伊勢子(稚松)
- 岩佐 芳樹(菊浜)
- 一木 敏枝(七条)
- 福嶋 明(七条第三)
- 浦田 直樹(西大路)
- 桂 直美(西大路)
- 山崎 國廣(西大路)
- 株式会社川勝總本家(淳風)

下京区体育振興会連合会 創立55周年記念 第57回 下京区民 卓球大会結果

- | | | |
|-----|------|-------|
| 優勝 | 醒泉 | 体育振興会 |
| 準優勝 | 内文 | 体育振興会 |
| 三位 | 郁大 | 体育振興会 |
| | 七条第三 | 体育振興会 |

2月8日に崇仁屋内体育施設で開催された第57回下京区民卓球大会で、次のチームが優秀な成績を収め、表彰されました。



優勝した醒泉体育振興会

下京みゆーじあむ

写真、絵、書、短歌・俳句などを募集しています。区民の皆さんの自慢の作品をお寄せください。

▼写真 四つ切以下の作品
▼絵 はがきの裏面に描いたものも可
▼書 半紙以下の作品
▼短歌・俳句 作品にはふりがなをふってください

注意事項 掲載された方に、記念品を差し上げます。作品は下京区民による自作の未発表作品とし、原則として返却しません。

応募方法 住所・氏名・電話番号・年齢を記入した紙を作品に添付のうえ、〒600-8858 下京区役所総務課「下京みゆーじあむ」係 ☎371-7164、FAX351-4439)まで。

山本 チエ子さん(都文)の作品

下京区民ミニギャラリー開催中 「門前町 和ろうそく展」

今年度から、年に一度開催している下京区民ギャラリーに加え、「下京区民ミニギャラリー」を開催しています。第3回となる今回は、約千年の歴史があるといわれ、今も門前町で作られている「京和ろうそく」を展示しています。華美な文様を描いた「絵ろうそく」は火を灯すのが惜しいと思われ、そのことで、すべの工程が昔ながらの手作業で行われており、下京区に今なお息づいている伝統を感じてください。

日時 3月27日(金)まで、午前8時30分～午後5時(土・日・祝は除く)

場所 下京区役所1階ロビー

主催 下京区ふれあい事業実行委員会なかまつくり部会

☎ まつくり推進課 ☎371-7170

けすぞう君の防災 Q&A 日常生活を安全に

点に気をつけましょう。

風呂場では…
手すりをつける安全です。お風呂はぬるめにしましょう。家族の人は時々様子を見に行きましょう。

階段や廊下では…
手すりをつける安全です。歩きやすいように整理整頓しておきましょう。

食事中には…
水分をとりながら、少しずつ食べましょう。食べ物をのどに詰ませたら、背中をたたきながら吐かせましょう。

正しい応急手当の知識を身につけましょう
そばにいる人の突然のけがや体調の急変などで119番への通報後、救急車が到着するまでの間に、素早く応急手当を行えるように、また場合によってはAED(自動体外式除細動器)を上手に使えるように、次のような講習会をぜひ受講してください。

- 【普通救命講習(3時間)】：無料
- 【上級救命講習(8時間)】：無料
- 【応急手当普及員講習(3日間)】：有料

※開催日など、詳しくは下京消防署救急係まで

☎ 下京消防署 ☎361-4411

所有資産(土地・家屋)の評価を確認できます

次のとおり、固定資産税(土地・家屋)の価格が記載された縦覧帳簿をご覧ください。

期間 4月1日(水)～第1期納期限 午前8時30分～午後5時 ※土・日・休日を除く

場所 資産所在地の区役所

対象 その区の固定資産税の納税者、相続人(戸籍謄本などの確認書類が必要)、納税管理人及びその代理人(本人の委任状が必要)

必要なもの 納税通知書(お手元がない場合は、運転免許証や健康保険証など本人確認ができる書類)

審査の申出 価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課または課税課固定資産税担当です。

☎ 固定資産税課 ☎371-7197

原動機付自転車などの申告をお忘れなく

市内に原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)や小型特殊自動車(フォークリフトなど)を所有されている方に、毎年4月1日現在で、軽自動車税がかかります。次に該当する場合は、忘れずに申告をしてください。

- ▶新規取得・譲り受け・市外から転入
印鑑と販売証明書または廃車証明書を持参
- ▶廃車・譲渡・市外や他区への転出
印鑑とナンバープレートを持参

☎・申告 市民税課管理担当 ☎371-7171